

沿岸広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年3月4日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 世田米矢作線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字下大股44番6地先から29番2地先まで	新	m 17.5～5.3	m 76.0
	旧	6.2～4.9	76.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 340号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字山谷102番1地先から97番9地先まで	新	m 55.4～10.3	m 345.0
	旧	42.0～10.3	345.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで

- 3（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 397号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字子飼沢国有林63林班は1小班地先内	新	m 44.6～16.6	m 75.0
	旧	44.6～16.6	75.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで